

令和4年 第2回 まんのう町議会臨時会

まんのう町告示第64号

令和4年第2回まんのう町議会臨時会を次のとおり招集する。

令和4年4月25日

まんのう町長 栗田 隆義

1. 招集日 令和4年4月28日
2. 場 所 まんのう町役場議場

令和4年第2回まんのう町議会臨時会会議録（第1号）

令和4年4月28日（木曜日）午前 9時30分 開会

出席議員 16名

1番 真 鍋 泰二郎	2番 石 崎 保 彦
3番 鈴 木 崇 容	4番 常 包 恵
5番 京 兼 愛 子	6番 竹 林 昌 秀
7番 川 西 米希子	8番 合 田 正 夫
9番 三 好 郁 雄	10番 白 川 皆 男
11番 大 西 樹	12番 松 下 一 美
13番 三 好 勝 利	14番 大 西 豊
15番 川 原 茂 行	16番 白 川 正 樹

欠席議員 なし

会議録署名議員の指名議員

1番 真 鍋 泰二郎	2番 石 崎 保 彦
------------	------------

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 常 包 英 希 議会事務局長 横 関 智 之

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

町 長 栗 田 隆 義 副 町 長 長 森 正 志
教 育 長 井 上 勝 之 総 務 課 長 萩 岡 一 志

企画政策課長補佐	溝 渕 浩 一	地域振興課長	松 下 信 重
税 務 課 長	小 縣 茂	住民生活課長	山 本 貴 文
福祉保険課長	池 下 尚 治	健康増進課長	國 廣 美 紀
農 林 課 長	鈴 木 正 俊	建設土地改良課長	河 田 勝 美
地籍調査課長	宮 崎 雅 則	会 計 管 理 者	黒 木 正 人
琴南支所長	河 野 正 法	仲南支所長	多 田 浩 章
教育次長兼学校教育課長	香 川 雅 孝	生涯学習課長	亀 井 真 治

○常包議会事務局長 おはようございます。

本臨時会は一般選挙後、初めての議会でございます。

本日は、正副議長の選挙や各種委員会の委員の選出など、議会運営の都合上、再三、休憩を挟むこととなりますので、御了承いただきますようお願いいたします。

地方自治法第107条の規定により、議長が選挙されるまでの間、出席議員の中の年長議員が臨時議長の職務を行うこととなっております。

ただいまの出席議員の中で、川原茂行議員が年長でありますので、御紹介いたします。

それでは川原議員、お手数ですが議長席のほうに、よろしく願いいたします。

○川原茂行臨時議長 ただいま紹介いただきました、川原でございます。

地方自治法第107条の規定により、臨時に議長の職務を行います。どうぞよろしくお願いいたします。

議会傍聴規則第9条に基づき、中讃テレビの撮影を許可しております。

また、企画政策課長所用のため、溝渕浩一課長補佐が出席しておりますので御報告いたします。

ただいまの出席議員は16名であります。定足数に達しておりますので、これより令和4年第2回まんのう町議会臨時会を開会いたします。

ここで町長より、初議会に当たり発言の申出がありますので、これを許可いたします。

○栗田町長 皆さんおはようございます。令和4年第2回まんのう町議会臨時会が開催されるに当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

このたび難関を突破され、見事栄えあるまんのう町議会議員に就任されました16名の議員の皆さん、誠におめでとうございます。私も引き続き、町政の重責を担うことになりましたので、今後4年間どうぞよろしくお願い申し上げます。

議会と執行部は車の両輪のごとく、とよく言われますが、町民の期待と信頼に応えるべく、しっかり議論をし、お互い力を合わせて、町の将来像であります「元気まんまんのう町 水と緑がひとを育み支えあうまち」の実現に誠心誠意取り組む決意でございますので、よろしくお願い申し上げます。

本日上程いたしておりますのは、報告2件、議案2件であります。よろしく御審議の

上、御議決賜りますようお願い申し上げます、開会の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○川原茂行臨時議長 それでは、本日の会議を開きます。

本日の議長の選挙までの議事日程は、お手元に配布しているとおりであります。

日程第1 仮議席の指定

○川原茂行臨時議長 日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま御着席の議席を指定いたします。

ここで、議長立候補者の所信表明を行うため、暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時35分

再開 午前 9時51分

○川原茂行臨時議長 休憩を戻して、会議を再開いたします。

日程第2 議長の選挙

○川原茂行臨時議長 日程第2、議長の選挙を行います。

選挙は投票により行います。

議場を閉鎖いたします。

[議場閉鎖]

○川原茂行臨時議長 ただいまの出席議員数は16人です。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって立会人に、3番鈴木崇容君、及び4番 常包恵君を指名いたします。

それでは投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。投票用紙には、被選挙人の氏名を記載願います。

なお、同姓の議員がおられますので、姓だけでなく下の名前まで、氏名を完全にお書きくださいますよう、特に注意申し上げます。もう一度言います。同姓の議員がおられますので、姓だけではなく下の名前まで、氏名を完全にお書きくださいますよう、特に注意申し上げます。

また、白票の取扱いについてはこれを無効といたします。

[投票用紙配布]

○川原茂行臨時議長 投票用紙の漏れはありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○川原茂行臨時議長 配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

[投票箱点検]

○川原茂行臨時議長 異常なしと認めます。

それでは、投票用紙に記入をお願いします。

〔投票用紙記入〕

○川原茂行臨時議長 記載はお済みでしょうか。終わりましたか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○川原茂行臨時議長 それでは、ただいまから投票を行います。

事務局長が仮議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票願います。

○常包議会事務局長 1番 真鍋泰二郎議員、2番 石崎保彦議員、3番 鈴木崇容議員、4番 常包恵議員、5番 京兼愛子議員、6番 竹林昌秀議員、7番 川西米希子議員、8番 合田正夫議員、9番 三好郁雄議員、10番 白川正樹議員、11番 白川皆男議員、12番 大西樹議員、13番 松下一美議員、14番 三好勝利議員、15番 大西豊議員、16番 川原茂行議員。

○川原茂行臨時議長 投票漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川原茂行臨時議長 投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

開票を行います。

3番 鈴木崇容君、4番 常包恵君、開票の立会をお願いいたします。

〔開 票〕

○川原茂行臨時議長 選挙の結果を報告いたします。

投票総数16票。これは先ほどの出席議員数に符合しております。そのうち、有効投票16票、無効投票ゼロ票です。有効投票のうち、白川正樹君11票、大西樹君5票。以上のおりであります。

この選挙の法定得票数は4票です。

白川正樹君が議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開放〕

○川原茂行臨時議長 ただいま議長に当選された白川正樹君が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をします。

白川正樹君、議長当選承諾及び挨拶をお願いいたします。

○白川正樹議長 ただいまの選挙におきまして、多数の皆様より議長として御選出いただき、心より感謝を申し上げます。これから2年間は議長として先輩議長の方々に負けないように、私なりに議会運営、議会活動において、町民の付託に応えられますように一生懸命邁進したいと思います。皆様方の御協力を心からお願い申し上げまして、就任の挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

○川原茂行臨時議長 これをもって、臨時議長の職務を全て終了いたしました。

皆様方の御協力に感謝いたします。ありがとうございました。

白川正樹議長、議長席にお着き願います。

〔議長着席〕

○白川正樹議長　それでは、議長職を務めさせていただきます。

ここで議事整理のため、休憩をいただきます。議場の時計で10時25分まで休憩いたします。

休憩　午前10時09分

再開　午前10時25分

○白川正樹議長　休憩を戻して、会議を再開いたします。

お諮りします。

お手元に配布しております議事日程（第1号の追加）のとおり、日程を追加し、議題としたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長　異議なしと認めます。

したがって、議事日程のとおり日程を追加することに決定いたしました。

日程に入るに先立ち、議会報告をいたします。

議会事務局長、常包英希君。

○常包議会事務局長　御報告申し上げます。

町長より、地方自治法第180条の規定に基づく専決処分報告2件、同法第179条の規定に基づく専決処分議案1件、同法第196条の規定に基づく同意議案1件の提出があり、受理いたしました。

以上で議会報告を終わります。

○白川正樹議長　議会報告を終わります。

日程第3　議席の指定

○白川正樹議長　日程第3、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定により、議長において指定いたします。

氏名と議席番号を事務局長に朗読させます。

○常包議会事務局長　それでは、議席番号のほうと、お名前のほうを読み上げます。

1番　真鍋泰二郎議員、2番　石崎保彦議員、3番　鈴木崇容議員、4番　常包恵議員、5番　京兼愛子議員、6番　竹林昌秀議員、7番　川西米希子議員、8番　合田正夫議員、9番　三好郁雄議員、10番　白川皆男議員、11番　大西樹議員、12番　松下一美議員、13番　三好勝利議員、14番　大西豊議員、15番　川原茂行議員、16番　白川正樹議長です。

以上です。

○白川正樹議長　ただいま朗読いたしましたとおり、議席を指定いたします。

議席が決まりましたので、ただいま指定の議席に御移動願います。

その間、暫時休憩いたします。

休憩 午前10時29分

再開 午前10時32分

○白川正樹議長 休憩を戻して、会議を再開いたします。

日程第4 会議録署名議員の指名

○白川正樹議長 日程第4、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、1番 真鍋泰二郎君、2番 石崎保彦君を指名いたします。

日程第5 会期の決定

○白川正樹議長 日程第5、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決しました。

ここで、副議長立候補者の所信表明を行うため、暫時休憩いたします。

休憩 午前10時33分

再開 午前10時42分

○白川正樹議長 休憩を戻して、会議を再開いたします。

日程第6 副議長の選挙

○白川正樹議長 日程第6、副議長の選挙を行います。

選挙は投票により行います。

議場を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○白川正樹議長 ただいまの出席議員数は16名です。

次に、立会人を指名いたします。会議規則第32条第2項の規定によって立会人に、5番 京兼愛子君、及び6番 竹林昌秀君を指名いたします。

それでは投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。投票用紙には、被選挙人の氏名を記

載願います。

なお、同姓の議員がおられますので、姓だけでなく下の名前まで、氏名を完全にお書きいただきますよう、特に御注意申し上げます。

また、白票の取扱いについてはこれを無効といたします。

〔投票用紙配布〕

○白川正樹議長 投票用紙の配布漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○白川正樹議長 異常なしと認めます。

それでは、投票用紙に記入をお願いいたします。

〔投票用紙記入〕

○白川正樹議長 皆さん、記載はお済みでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 それでは、ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票願います。

○常包議会事務局長 1番 真鍋泰二郎議員、2番 石崎保彦議員、3番 鈴木崇容議員、4番 常包恵議員、5番 京兼愛子議員、6番 竹林昌秀議員、7番 川西米希子議員、8番 合田正夫議員、9番 三好郁雄議員、10番 白川皆男議員、11番 大西樹議員、12番 松下一美議員、13番 三好勝利議員、14番 大西豊議員、15番 川原茂行議員、16番 白川正樹議長。

○白川正樹議長 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

開票を行います。

5番 京兼愛子君、6番 竹林昌秀君、開票の立会いをお願いいたします。

〔開票〕

○白川正樹議長 選挙の結果を御報告いたします。

投票総数16票。これは先ほどの出席議員数に符合しております。そのうち、有効投票16票、無効投票ゼロ票です。有効投票のうち、三好郁雄君9票、合田正夫君7票。以上のおりです。

この選挙の法定得票数は4票です。

したがって、三好郁雄君が副議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開放〕

○**白川正樹議長** ただいま副議長に当選された三好郁雄君が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をします。

三好郁雄君、副議長当選承諾及び挨拶をお願いいたします。

○**三好郁雄副議長** このたびは、私を副議長に推薦していただきましてありがとうございます。皆さんのおかげで当選できましたことを改めましてありがたく思っております。

私は副議長といたしまして、議長を支え、また、議会運営をスムーズに円滑にするように努めてまいりますので、ひとつよろしくをお願いいたします。

ありがとうございました。

日程第7 特別委員会の設置

○**白川正樹議長** 日程第7、特別委員会の設置についての件を議題といたします。

お諮りいたします。

本議会に、議員6名をもって構成し、議会広報について調査研究及び編集をする、議会広報特別委員会を設置することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**白川正樹議長** 異議なしと認めます。

よって、議会広報特別委員会を設置することに決しました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました議会広報特別委員会は、議会の閉会中も調査研究を行うことができるものとし、議会が本件調査等の終了を決議するまで、継続して調査を行うものとするに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**白川正樹議長** 異議なしと認めます。

よって、議会広報特別委員会は、休会中も継続して調査研究を行うことに決定いたしました。

ここで、議事都合のため暫時休憩いたします。

休憩 午前10時58分

再開 午後16時30分

○**白川正樹議長** 休憩を戻して、会議を再開いたします。

お諮りいたします。本日の会議は、24時まで時間延長をいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**白川正樹議長** 異議なしと認めます。

よって、本日の会議は24時まで延長することに決しました。

日程第 8 常任委員会委員の選任

日程第 9 議会運営委員会委員の選任

日程第 10 特別委員会委員の選任

○白川正樹議長 日程第 8、常任委員会委員の選任、日程第 9、議会運営委員会委員の選任、日程第 10、特別委員会委員の選任。以上 3 件は関連がありますので、会議規則第 37 条の規定により一括議題としたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 異議なしと認めます。

したがって、日程第 8 から日程第 10 までの 3 件を一括議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となりました各委員会委員の選任については、委員会条例第 7 条第 4 項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっておりますので指名したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 異議なしと認めます。

したがって、委員の選任は議長が指名することに決定いたしました。

それでは指名をいたします。

総務常任委員会委員に松下一美君、常包恵君、大西豊君、大西樹君、真鍋泰二郎君、白川正樹。

教育民生常任委員会委員に白川皆男君、川西米希子君、三好勝利君、竹林昌秀君、石崎保彦君。

建設経済常任委員会委員に合田正夫君、鈴木崇容君、川原茂行君、三好郁雄君、京兼愛子君。

議会運営委員会委員に川西米希子君、常包恵君、川原茂行君、松下一美君、白川皆男君、合田正夫君。

議会広報特別委員会委員に三好郁雄君、石崎保彦君、川西米希子君、常包恵君、鈴木崇容君、真鍋泰二郎君。

以上のとおり指名したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました方を、各委員に選任することに決定いたしました。

それでは、委員会条例第 9 条による各委員会の招集を本告知により行います。各委員は、委員会条例第 8 条第 2 項の規定に基づき委員長及び副委員長の互選をお願いいたします。

ここで、暫時休憩といたします。

休憩 午後 16時35分

再開 午後 16時36分

○白川正樹議長 休憩を戻して、会議を再開いたします。

休憩中に各委員会より、委員長及び副委員長の互選の結果報告がありましたので、報告いたします。

総務常任委員会委員長に松下一美君、副委員長に常包恵君。教育民生常任委員会委員長に白川皆男君、副委員長に川西米希子君。建設経済常任委員会委員長に合田正夫君、副委員長に鈴木崇容君。議会運営委員会委員長に川西米希子君、副委員長に常包恵君。議会広報特別委員会委員長に三好郁雄君、副委員長に石崎保彦君。

以上の通りよろしく願いいたします。

日程第 11 選挙第 1号 仲多度南部消防組合議会議員の選挙

○白川正樹議長 日程第 11、選挙第 1号 仲多度南部消防組合議会議員の選挙を行います。

この選挙は、組規約第 5 条により 2 人の議員を選出するものですが、1 人は町議会の議長の職にある者となっておりますので、もう 1 人を議会において選挙し、選出するものです。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により、指名推選にしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにいたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定いたしました。

それでは、仲多度南部消防組合議会議員に松下一美君を指名いたします。

お諮りします。

ただいま指名いたしました松下一美君を仲多度南部消防組合議会議員の当選人と定めることに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました松下一美君が、仲多度南部消防組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました松下一美君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をいたします。

以上で、仲多度南部消防組合議会議員の選挙を終わります。

日程第12 選挙第2号 中讃広域行政事務組合議会議員の選挙

○白川正樹議長 日程第12、選挙第2号 中讃広域行政事務組合議会議員の選挙を行います。

この選挙は、組合規約第5条に基づき議員を3人選出しておりますが、そのうちの2人は町議会の議長及び副議長の職にあるものとなっておりますので、あと1人を議会において選挙し選出するものです。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにいたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定いたしました。

それでは、中讃広域行政事務組合議会議員に竹林昌秀君を指名いたします。

お諮りします。

ただいま指名しました竹林昌秀君を中讃広域行政事務組合議会議員の当選人と定めることに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました竹林昌秀君が、中讃広域行政事務組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました竹林昌秀君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をいたします。

以上で、中讃広域行政事務組合議会議員の選挙を終わります。

日程第13 選挙第3号 香川県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

○白川正樹議長 日程第13、選挙第3号 香川県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

この選挙は、広域連合規約第8条により町議会の議員で議会において選挙された者で、1人が当たるとなっておりますので選出するものです。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにいたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定いたしました。

それでは、香川県後期高齢者医療広域連合議会議員に白川皆男君を指名いたします。

お諮りします。

ただいま指名しました白川皆男君を香川県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と定めることに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました白川皆男君が、香川県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました白川皆男君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をいたします。

以上で、香川県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を終わります。

日程第14 選挙第4号 香川県広域水道企業団議会議員の選挙

○白川正樹議長 日程第14、選挙第4号 香川県広域水道企業団議会議員の選挙を行います。

この選挙は、企業団規約第5条により町議会の議員で議会において選挙された者で、1人が当たるとなっておりますので選出をするものです。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にした

と思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにいたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定いたしました。

それでは、香川県広域水道企業団議会議員に合田正夫君を指名いたします。

お諮りします。

ただいま指名しました合田正夫君を香川県広域水道企業団議会議員の当選人と定めることに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました合田正夫君が、香川県広域水道企業団議会議員に当選されました。

ただいま当選されました合田正夫君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をいたします。

以上で、香川県広域水道企業団議会議員の選挙を終わります。

日程第15 報告第1号 専決処分の報告について（まんのう町国民健康保険税条例の一部改正について）

○白川正樹議長 日程第15、報告第1号 専決処分の報告について（まんのう町国民健康保険税条例の一部改正について）の件を議題といたします。

提出者から報告を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、報告第1号 専決処分の報告について（まんのう町国民健康保険税条例の一部改正について）を御説明申し上げます。

この専決処分は国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、上位法である地方税法施行令の一部を改正する政令が令和4年3月31日に公布され、4月1日より施行されることに伴い、まんのう町国民健康保険税条例の一部改正を行ったもので、地方自治法第180条第1項の規定に基づき専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

改正内容につきましては、税務課長に説明させますので、よろしくお願いたします。

○白川正樹議長 税務課長、小縣茂君。

○小縣税務課長 報告第1号、まんのう町国民健康保険税条例の一部改正の専決処分について御説明させていただきます。

国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、上位法である地方税法施行令の一部を改正する政令が令和4年3月31日に公布され、4月1日から施行されることになりました。これを受け、上位法との整合を図るため、町の条例の一部を改正し、専決処分を行ったものです。

タブレットの「臨時議会」、「令和4年」、「第2回臨時議会」、「議案第1号・報告第1号補足資料」の中に国民健康保険税条例改正資料、改正要旨を掲載してありますので御参照ください。

それでは、改正前・改正後新旧対照表を御覧ください。

第2条は高所得者の保険税額を引き上げるものです。国民健康保険税は医療費分の基礎課税額、介護納付金課税額、後期高齢者支援金等課税額の3つで構成されており、2項は基礎課税額の限度額を63万円から65万円に引き上げるという内容です。3項は後期高齢者支援金等課税額の限度額を19万円から20万円に引き上げる内容です。今回の改正により介護納付金分17万円を加えますと、所得の高い人は現行の99万円から102万円に引き上げられることとなります。

次の第21条は国民健康保険税の減額に関する改正です。内容については、減額後の保険税の限度額を2条と同様に改正するものです。令和3年度においては、まんのう町においては13の世帯が限度額での課税となっておりました。

次に、2ページの附則第7項については、公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例について、規定の整備になります。

以上、報告第1号、まんのう町国民健康保険税条例の一部改正につきまして御説明申し上げます。よろしくお願いいたします。

○白川正樹議長 本件は議会の委任による専決処分ですが、特に質疑がありましたら許可をいたします。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 質疑なしと認めます。

これをもって本件は報告済みといたします。

日程第16 報告第2号 専決処分の報告について（まんのう町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について）

○白川正樹議長 日程第16、報告第2号 専決処分の報告について（まんのう町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について）の件を議題といたします。

提出者から報告を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、報告第2号 専決処分の報告について（まんのう町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について）御説明申し上げます。

この専決処分は、香川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例が一部改正され、令和4年4月1日より施行されることに伴い、まんのう町後期高齢者医療に関する条例の一部改正を行ったもので、地方自治法第180条第1項の規定に基づき専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

改正内容につきましては、広域連合の条例規則第3号及び第4号が削除されたことに伴う項ずれの修正で、第5項を第3項に改めております。

以上、専決処分の報告といたします。

○白川正樹議長 本件は議会の委任による専決処分ですが、特に質疑がありましたら許可をいたします。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 質疑なしと認めます。

これをもって、本件は報告済みといたします。

日程第17 議案第1号 専決処分の承認について（まんのう町税条例の一部改正について）

○白川正樹議長 日程第17、議案第1号 専決処分の承認について（まんのう町税条例の一部改正について）の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第1号 専決処分の承認について（まんのう町税条例の一部改正について）、その提案理由を申し上げます。

この専決処分は、地方税法の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令、地方税法施行規則の一部を改正する省令が令和4年3月31日に公布され、4月1日より施行されることに伴い、まんのう町税条例の一部改正を行ったもので、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により、議会に報告し承認を求めるものでございます。

改正内容につきましては税務課長に説明させますので、御審議の上、御承認賜りますようお願いいたします。

○白川正樹議長 税務課長、小縣茂君。

○小縣税務課長 議案第1号、まんのう町税条例の一部改正の専決処分について説明させていただきます。

令和4年度の税制改正において、上位法である地方税法の一部が改正されました。これに伴い、上位法との整合を図るため、町の税条例の一部を改正するものです。今回は税制改正の中で施行日が令和4年4月1日付のものだけを抜粋し専決処分を行ったものです。

先ほどと同じようにタブレットの「議案第1号・報告第1号」の中に、町条例改正要旨と町条例改正資料を掲載していますので御参照いただきたいと思います。

それでは、改正前・改正後新旧対照表を御覧ください。

1 ページ、第48条第9項及び第15項は、法人の町民税の申告納付について、上位法の改正に合わせた項ずれの修正です。

次に、2 ページの第73条の2は、固定資産課税台帳の閲覧の手数料について、法律改正に合わせて新規に追加するものです。内容についてはDV等支援措置を受けている納税義務者に対して行う措置を含めた固定資産課税台帳の閲覧の手数料及び無料の縦覧期間について新たに追加するものです。第73条の3は、固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付手数料について、法律改正に合わせて新規に追加するものです。内容については、DV等支援措置を受けている納税義務者に対して行う措置を含めた固定資産税に係る証明書の交付手数料について新たに追加するものです。

続きまして附則第10条の2は、法附則第15条第2項第1号の条例で定める割合を法律改正に合わせて改正するもので、地域決定型地方税制特例措置の割合を定める規定、通称わがまち特例の第2項、下水道除害施設の課税標準を5分の4に改正し、併せて追加削除による項ずれを修正するものです。わがまち特例につきましては先ほどのタブレットの資料の中に掲載しておりますので御参照ください。

次に、3 ページの附則第10条の3は、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告について、法律改正に合わせて改正するものです。内容については、省エネ改修工事を行った住宅に係る特例の拡充等に伴う改正をするものです。

次に、5 ページの附則第12条は、宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例について、法律改正に合わせて改正するものです。内容については、令和4年度に限り、商業地等に係る課税標準額の上昇幅を2.5%と改正するものです。なお、まんのう町内に該当する箇所はありません。

以上、議案第1号、まんのう町税条例の一部改正につきまして御説明申し上げました。よろしくお願いたします。

○白川正樹議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第1号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第1号 専決処分の承認について（まんのう町税条例の一部改正について）の件を採決いたします。

本件は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 異議なしと認めます。

よって、本件は原案どおり承認されました。

ここで、議案配布のため暫時休憩いたします。

休憩 午後17時03分

再開 午後17時04分

○白川正樹議長 休憩を戻して、会議を再開いたします。

日程第18 議案第2号 監査委員（議員選出監査委員）選任の同意について

○白川正樹議長 日程第18、議案第2号 監査委員（議員選出監査委員）選任の同意についてを議題といたします。

本件は、地方自治法第117条の規定により議員の除斥対象になりますので、大西豊君の退場を求めます。

〔大西豊議員 退場〕

○白川正樹議長 提出者から、提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第2号 監査委員（議員選出監査委員）選任の同意について、その提案理由を申し上げます。

次の者をまんのう町監査委員に選任いたしたいので、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

住所 まんのう町吉野833番地2、氏名 大西豊、生年月日 昭和23年4月24日。
なお、委員の任期につきましては、地方自治法第197条で、議員のうちから選任される者にあつては、議員の任期によると定めております。

御同意賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○白川正樹議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

本件は人事案件でございますので、質疑、委員会付託及び討論を省略したいと思います
が、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 異議なしと認めます。

したがって、本件の質疑、委員会付託及び討論を省略することに決定いたしました。

これより、議案第2号 監査委員（議員選出監査委員）選任の同意についてを採決いたします。

議案第2号は、これに同意することに御異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 異議がありましたので、これより、議案第2号 監査委員（議員選出監査委員）選任の同意についての件を、起立により採決いたします。

本件に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○白川正樹議長 御着席ください。

起立多数であります。よって、議案第2号 監査委員選任の同意については、これに同意することに決しました。

除斥を解きます。

大西豊君の入場を願います。

〔大西豊議員 入場〕

日程第19 議会選出各種委員会、協議会委員の選出

○白川正樹議長 日程第19、議会選出各種委員会、協議会委員の選出についての件を議題といたします。

お諮りいたします。

議会選出各種委員会、協議会委員の選出については、どのような方法でいたしましうか。

〔発言なし〕

○白川正樹議長 ありませんようですので、議長に一任させていただくということで、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 御異議がないようですので、そのように決定させていただきます。

それでは発表いたしますが、議会選出各種委員会、協議会は多数でございますので、委員の発表はお手元の名簿案の配布に代えさせていただきたいと思っておりますので、御了承ください。

それでは、お諮りいたします。

議会選出各種委員会、協議会委員の選出について名簿案のとおり、委員を選出することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 異議なしと認めます。

よって、名簿案のとおり決定いたしました。

日程第20 閉会中の継続調査について

○白川正樹議長 日程第20、閉会中の継続調査についての件を議題といたします。

総務常任委員会、教育民生常任委員会、建設経済常任委員会の各委員長より所管事務の調査を行うため、また、議会運営委員会の委員長より議会運営を効率的かつ円滑に行うために、閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りいたします。

各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査を行うことに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 異議なしと認めます。

したがって、各委員長の申出のとおり、議会閉会中の継続調査を行うことに決定いたしました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

会議を閉じます。

これにて、令和4年第2回まんのう町議会臨時会を閉会いたします。

閉会 午後17時12分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和4年4月28日

まんのう町議会臨時議長

まんのう町議会議長

まんのう町議会議員

まんのう町議会議員